

くらしの情報あれこれ

マルチ商法（連鎖販売取引）に注意しましょう



【事例】

学生時代の友人から「化粧品を知人に紹介し販売すればもうかる」と勧誘され、化粧品を30万円で購入し会員契約をしました。誰にも紹介できなかったので解約を申し出たところ、「開封した商品は返却できない」と言われました。

【アドバイス】

- マルチ商法の契約では、契約書面を受け取った日から20日間は、クーリング・オフ（無条件解除）ができます。
- クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約（退会）でき、一定の条件がありますが、未使用商品であれば返品できます。
- 利益を上げようと無理な勧誘をすることで、人間関係を壊してしまう恐れがあります。安易に契約しないようにしましょう。

相談受付時間 （月）～（金）10:00～17:30（電話相談は9:00～17:30）

※（祝）、年末年始およびCiC休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047